リン酸アンモニウム（リン酸二水素アンモニウム）
塩化カルシウム
カラギナン
コラーゲン
エリソルビン酸
塩化マグネシウム
硫酸マグネシウム
リン酸
炭酸カリウム
アルギン酸ナトリウム
炭酸水素ナトリウム
炭酸ナトリウム
塩化ナトリウム（食塩）
エリソルビン酸ナトリウム
小麦粉

附属書三―A　品目別原産地規則の注釈

注釈一　一般原則

1　この附属書は、第三・二条1(c)に規定する附属書三―Bに定める関連する要件に関する通則を定める。

2　この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、産品を第三・二条1(c)の規定に基づく原産品とするための要件は、関税分類の変更、生産工程、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）、最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）又はこの附属書及び附属書三―Bに定める他の要件とする。

3　品目別原産地規則における重量とは、材料又は産品の正味重量をいい、包装の重量を含まない。

4　この附属書、附属書三―B及び附属書三―Cにおける記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

注釈二　附属書三―Bの構成

1　部又は類の注は、適用される場合には、関連する部、類、項又は号の品目別原産地規則に照らして解釈される。

2　附属書三―B表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する産品について適用する。

3　一の産品は、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象となる場合において、そのいずれかの品目別原産地規則を満たすときは、原産品とする。一の産品は、複数の要件を含む品目別原産地規則の対象となる場合には、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。

4　この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、

(a)　「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(b)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(c)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5　品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。(注)

(a)　「ＣＣ」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（ただし、当該類には、当該非原産材料から生産された産品が該当する類を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

(b)　「ＣＴＨ」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（ただし、当該項には、当該非原産材料から生産された産品が該当する項を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

(c)　「ＣＴＳＨ」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（ただし、当該号には、当該非原産材料から生産された産品が該当する号を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

注釈三　附属書三―Bの規定の適用

1　原産品としての資格を取得した産品であって、他の産品の生産において使用されるものに関する第三・二条3の規定については、当該資格を取得した産品が使用される締約国における同一の工場内で当該資格を取得したかどうかを問わず適用する。

2　一の品目別原産地規則が特定の非原産材料を使用することができないと定める場合又は特定の非原産材料の価額若しくは重量が特定の閾値を超えることができないと定める場合には、これらの要件は、統一システムの他の番号を掲げる品目に分類される非原産材料については、適用しない。

3　一の品目別原産地規則が産品が特定の材料から生産されなければならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

4　完全に得られる材料に関し、第三・五条2の規定の適用上、同条6の規定に適合していることを条件として、一の品目別原産地規則が産品が完全に得られる材料から生産されなければならないことを要求する場合において、欧州連合において完全に得られる材料は、附属書三―Cに特定する統一システムの類及び項に分類される産品の生産において使用されるときは、締約国において完全に得られる材料とみなす。この4の規定の適用上、材料が欧州連合において完全に得られるものであるかどうかを決定するに当たっては、第三・三条の規定を準用する。

注釈四　非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）及び最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の算定

定義

1　品目別原産地規則の適用上、

(a)　「課税価額」とは、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定される価額をいう。

(b)　「ＥＸＷ」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　最後の作業又は加工を行った製造者に対して支払われた又は支払われるべき産品の工場渡しの価額。ただし、当該価額には、当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii)　支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関連する全ての費用であって、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

(A)　販売費、一般管理費及び当該産品に合理的に割り当てることができる利益を含む。

(B)　当該産品を輸送するために要した運賃、保険料及び他の全ての費用並びに当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

注　関税分類の変更の要件が特定の複数の類、項又は号からの変更について除外を定める場合には、当該類、項又は号の非原産材料は、単独又は共同で使用することができない。